

令和7年 第4回西予市議会定例会産業建設常任委員会会議録

- | | | | |
|-------------|-----------------|--------------|---|
| 1. 開催日時 | 令和7年12月12日 | 上下水道課長補佐 | 清水 宣行 |
| 1. 開催場所 | 西予市議会第3委員会室（午前） | 上下水道課係長 | 幸地 大志 |
| | 西予市議会第1委員会室（午後） | 上下水道課係長 | 山本 新也 |
| 1. 開 会 | 令和7年12月12日 | 農業水産課長補佐 | 山崎 博志 |
| | 午前 9時00分 | 農業水産課長補佐 | 上杉 敏也 |
| 1. 閉 会 | 令和7年12月12日 | 農業水産課係長 | 清家 亮 |
| | 午後 2時57分 | 農業水産課係長 | 光沖 真治 |
| 1. 出席委員 | | 農業水産課係長 | 松本 知也 |
| 委員長 | 信宮 徹也 | 1. 出席議会事務局職員 | |
| 副委員長 | 河野 清一 | 書記 | 中廣 良樹 |
| 委員 | まつもとみき | 1. 会議に付した事件 | |
| 委員 | 宇都宮久見子 | 議案第131号 | 西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について |
| 委員 | 中村 一雅 | 議案第132号 | 西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について |
| 委員 | 兵頭 学 | 議案第133号 | 四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 1. 欠席委員 | なし | 議案第137号 | 西予市給水条例等の一部を改正する条例制定について |
| 1. 出席説明員 | | 議案第138号 | 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について |
| 産業部長 | 兵頭 章夫 | 議案第143号 | 西予市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 建設部長 | 安岡 克敏 | 議案第144号 | 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について |
| 経済振興課長 | 岡田 拓郎 | 議案第145号 | 西予市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定について |
| 林業課長 | 酒井 淳二 | 議案第150号 | 西予市ジオパーク推進基金条例を廃止する条例制定について |
| 建設課長 | 宮本 勘滋 | 議案第151号 | 西予市中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例制定について |
| 上下水道課長 | 紙崎 順一 | 議案第158号 | 西予市城川緑地休養施設条例を廃止する条例制定について |
| 農業水産課長 | 亀岡 敦志 | 議案第159号 | 西予市野村わんぱくランド条例を廃止する条例制定について |
| 城川支所産業建設課長 | 松下 徳隆 | 議案第160号 | 西予市有料駐車場条例を廃止する条例制定について |
| 経済振興課長補佐 | 井上 裕基 | 議案第161号 | 西予市鳥鹿野水辺公園条例を廃止する条例制定について |
| 経済振興課長補佐 | 源 琢也 | 議案第162号 | 西予市農林漁業活性化施設条例を廃止する条例制定について |
| 経済振興課長補佐 | 野本 伸治 | | |
| ジオパーク推進室長 | 篠藤 武士 | | |
| ギャラリーしろかわ館長 | 森岡 光雄 | | |
| 経済振興課係長 | 堀内 智代 | | |
| 経済振興課係長 | 竹本 明人 | | |
| 経済振興課係長 | 兵頭 英司 | | |
| ジオパーク推進室係長 | 中村 忠史 | | |
| 城川支所産業建設課係長 | 松田 望 | | |
| 林業課長補佐 | 村上 征士郎 | | |
| 林業課長補佐 | 清家 祐一 | | |
| 林業課係長 | 織田 喜子 | | |
| 林業課係長 | 兵頭 忠 | | |
| 建設課長補佐 | 桐山 正男 | | |
| 建設課長補佐 | 大塚 洋平 | | |
| 建設課長補佐 | 松本 幸祐 | | |
| 上下水道課長補佐 | 大内 俊二 | | |

- 議案第163号 西予市城川みどりの交流館条例を
廃止する条例制定について
- 議案第164号 西予市土木建設事業負担金徴収条
例を廃止する条例制定について
- 議案第165号 西予市宇和文化の里施設の指定管
理者の指定について
- 議案第166号 宇和米博物館(旧宇和町小学校)の
指定管理者の指定について
- 議案第167号 西予市あけはまオートキャンプ場
の指定管理者の指定について
- 議案第168号 西予市明浜観光交流拠点施設の指
定管理者の指定について
- 議案第169号 西予市みかめ本館の指定管理者の
指定について
- 議案第170号 西予市みかめ海の駅の指定管理者
の指定について
- 議案第171号 西予市城川高品質堆肥センターの
指定管理者の指定について
- 議案第172号 西予市明浜柑橘加工施設の指定管
理者の指定について
- 議案第173号 西予市獣肉処理加工施設の指定管
理者の指定について
- 議案第174号 令和7年度西予市一般会計補正予
算(第4号)
- 議案第177号 令和7年度西予市簡易水道事業会
計補正予算(第2号)
- 議案第178号 令和7年度西予市下水道事業会計
補正予算(第3号)

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

開会 午前9時00分

○河野副委員長

これより、令和7年第4回定例会産業建設常任委員会を開会いたします。

開会にあたり、委員長より挨拶があります。

○信宮委員長

挨拶を行う。

○河野副委員長

次に、兵頭部長より挨拶をお願いいたします。

○兵頭産業部長

挨拶を行う。

○河野副委員長

議案審査に移る前に、注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言してください。また、委員会室への携帯電話の持込みは御遠慮ください。

それではこれよりの進行は委員長が行います。

【産業部】

【経済振興課】

○信宮委員長

それでは早速議案審査に入らせていただきます。

最初に経済振興課所管分ですが、議案第131号、議案第132号、議案第133号につきましては、一括して説明をしていただきたいと思います。

それでは、議案第131号「西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について」、議案第132号「西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について」、議案第133号「四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」岡田課長の説明を求めます。

○岡田経済振興課長

議案第131号「西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について」、議案第132号「西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について」、議案第133号「四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」3議案につきまして、関連がございますので一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、財政危機脱却プランの基本方針の一つであります持続可能な行政運営に向けた公共施設

マネジメントの一環として、各条例の一部を改正するものでございます。近年、本市では人口減少の進行に伴い公共施設の利用者数が減少する一方で、施設の老朽が進み維持管理や改修に要する経費が増加しております。限られた財源の中で、将来にわたり必要な行政サービスを安定的に維持・運営していくため、施設の管理の在り方を総合的に見直す必要があることから、今回の改正を行うものでございます。西予市城川ふるさと交流館条例につきましては、使用料の減免に関する規定を一部見直すための各条例の一部を改正するもの。西予市ギャラリーしろかわ条例及び四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例につきましては、施設の開館時間及び休館日の見直しのほか、所要の整備を行うため、各条例の一部を改正するものでございます。

以上3議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

岡田課長の説明が終わりました。

131号、132号、133号につきまして一括して説明をいただきましたが、この3件につきまして質疑のある方はお願いいたします。

○まつもと委員

議案第131号についてお聞きします。

これプランのナンバー6の再編の前に減免を見直すという議案だと思うんですが、この減免で見直されてどれぐらい使用料の収入の増額が見込めるというふうに計算されているのかを現状とあわせて教えていただいていいですか。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時17分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前9時18分）

○岡田経済振興課長

ふるさと交流館の減免の件数が、年間実績で今9件、8,400円発生しております。これで減免をなくすことによって、8,400円の減免がなくなるということで、8,400円の増というのが見込まれる予定になっております。

○信宮委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宇都宮委員

議案第132号「西予市ギャラリーしろかわ条例

の一部を改正する条例制定について」この条例改正の内容ではないんですけれども、ギャラリーしろかわ、私たち委員会ですら管事務調査行かせていただいたんですけど、そのときに美術品の保管庫を見せていただいたんですけど、その辺りもこの財政危機の中で維持管理費も含めて、この美術品等売却を考えていくべきじゃないかなと思うんですけれども、その辺り御答弁いただけませんか。

○岡田経済振興課長

今の問いにつきましては、ギャラリーしろかわから森岡館長来ておりますので、森岡館長から回答させていただきます。

○森岡ギャラリーしろかわ館長

現在のところ計画、考えはございません。所蔵絵画の中には、旧城川町時代に町民や企業、一般の方、あるいは当時の町の職員一同からの寄附による御好意でいただいた絵画等がございます。また、ふるさと創生資金などを活用して当時購入したものもあり、その後、現在に至るまでに絵画の追加購入はございません。開明学校や先哲記念館所蔵品、その他の文化的市の財産も同様と考えますが、文化的な市の財産を手放すということは現段階では、西予市の誇れる文化として売却については館長としては発想もしてないものであります。また、最後まで守るべき文化の一つが所蔵品と考えているものであり、本物の伝承がこのまちを守り未来の誇りになると考えており、御理解のほどお願いしたいと思っております。

○宇都宮委員

寄附いただいたものに関しては分かりはするんですけれども、今これだけ財政危機ですによって言っているときに、ちょっと私は美術品に関しては全然疎いので価値等は分からないんですけど、美術品をめでの場合ではないかなと思う部分もありまして、誇れる文化、もちろんその文化の継承も大事なんですけど、これだけ今財政が危機ですによっていう段階で、検討を進めていただけたらとこれ要望になりますけど、どうぞよろしくお願いできたらと思います。

○信宮委員長

ほかに質疑はありますか。

○まつもと委員

議案第132号と133号のギャラリーしろかわとジオミュージアムの開館日規定を変えるというも

のですけども、これ条例で開館日をしっかり定めるのではなくて、休館日を規則で定めるとして、休館日がどうなるかは分からないといいますが、その条例を通さなくなるので、休館日を変えることができるようになってしまうと思うんですよ。条例制定で一々、例えば休館日を何曜日にするということを決めたのをそれを増やしたり減らしたりするときは条例を通さないといけないと思いますが、今度は規則で運用するということで、これなぜこういうふうになったのか。また、これ確かプランで120万円ぐらいの減額が見込めるということで、たった120万円であるならば、しっかりオープンさせて120万円増収を目指すほうが私はいいいのではないかなと思うんですが、その辺りのお考えをお願いします。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時23分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前9時24分）

○岡田経済振興課長

まず規則に変えて自由に換えられるんじゃないかという危惧があるということなんですけども、これにつきましては県内の同類のミュージアムとシルク博物館等と合わせた形で規則で運用させていただきたいと思っております。ただこの規則の運用も、好き勝手やるようなことは考えておりませんので、変更がある場合は、しっかり議論した上での変更をしていきたいと考えております。

○まつもと委員

休館日を増やす方針を持たれているとプランのナンバー20になっていると思うんですが、これによってこの2つの施設で120万円ぐらいの減額を見込まれていたと思います。120万円であれば、開けて施設を最大限活用して、120万円の増額を目指すほうが、私は可能性がある施設だと思っているんですが、その辺りはどう検討されたのか教えてください。

○岡田経済振興課長

今、ありがたいお言葉で可能性がある施設ということで、我々のほうもそういった施設を最大限活用して収入を増加させるっていう取組をしないといけないと考えております。

まず前段で週休2日を導入して、ジオミュージアムで120万ぐらい、ギャラリーしろかわで約

10 万円ぐらいの予算を削減できるんじゃないかなと見積もっているところです。まずこの運用をさせていただきながら、その中で最大限のまつもと委員が言われたような取組をしながら、収益を上げるように取り組んでいきたいなと考えているところでございます。

○まつもと委員

週休 2 日にして、増収するというのはどういう取組ですか。

○岡田経済振興課長

今は、具体的な取組というのは、これに対して対抗できる取組っていうのを新たに設けているわけではございませんが、今後は、各地域にまずはジオミュージアムっていうところを知っていただく、認知していただくところの活動を改めてしていかないといけないのかなと考えております。それを踏まえて、市外の観光客の誘導もそうですが、市内の活用も活性化をしていかないといけないということで、その辺も力を入れていきたいと考えているところです。

○まつもと委員

そしたらその週休 2 日にして、そのような今言われた広報活動とか周知活動されて、成果が 3 年間のうちに成果を見極めて、また開館日等を検討されるという考えなんでしょうか。ちょっと今の話だとその周知とかは、この開館日どうこの以前の話かなというふうに思うので、例えばそれをやられて、どう今後に結びつけていくかの考えはあって週休 2 日を設定されているんですか。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 28 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 32 分）

○岡田経済振興課長

今の問いに回答いたします。この取組をして、2 日間の休館日を設けて実績が上らない、著しく収入が下がったという実績が出てきましたら、それを諮る機関のほうにこちらから、こういう実績が上がったので、検討願いたいということで協議を進めていきたいと考えております。

○信宮委員長

ほかに質疑はございますか。

○中村委員

ギャラリーしろかわとジオミュージアムの人員

体制について伺いたい。休館日の見直しとか時間外ということは、財政危機を踏まえて人件費の圧縮ということが主眼であるとするならば、そもそもの人員体制として、現状何人いて、シフトするとかいう回し方になるみたいな計画があると思うんですけども、人件費の抑制ということ言うのであれば、今ある人員を減らすということを考えはなかったのかということをお尋ねしています。

○岡田経済振興課長

この点に関しましては、それぞれ室長と館長が来ておりますので、それぞれに答えさせていただきますと思います。

○篠藤ジオパーク推進室長

今回のジオミュージアムにおけます人員につきましては、まず館長が会計年度任用職員として 1 名、そして正職員が 4 名、そして窓口業務の委託ということで観光物産協会から週 3 日ずつ職員の方が 1 名来ていただいている状況であります。

今回の財政危機脱却プラン、そして週休 2 日制に移行に向けまして、今回高橋館長の勤務形態をフルタイム、これは 8 時半から 5 時 15 分までの勤務を今回一応 4 時半までのパートタイムに移行するというので、今お話をさせていただいているところでございます。これによりまして人件費の削減が図られる見込みであります。

ジオミュージアムからは以上となります。

○森岡ギャラリーしろかわ館長

ギャラリーしろかわは私を含めて職員が 2 人、そして会計年度任用職員の事務方が 2 人、そして作業員として 2 人、勤務体系も短い人と長い人とそれぞれなんですけれどもおります。

2 日間休館にしたところなんですけれども、窓口業務というのは普段の業務プラスアルファでやっている仕事でございますので、本来であれば業務量というのは、あまり変わらない。私もそうですけども、普通の通常業務をしながら、窓口お客さんが来られたら対応をします。それをやっていることですのでそう変わらないわけなんですけれども、ただこの財政状況の折に人員削減について検討できないかということを議論しまして、今現在検討中でございます。

○信宮委員長

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

採決につきましては最後に一つずつそれぞれ行いますので、次に移ります。

次に、議案第 144 号「西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について」岡田課長の説明を求めます。

○岡田経済振興課長

それでは続きまして、議案第 144 号「西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

宇和文化の里施設は、国の重要文化財である旧開明学校校舎をはじめ、宇和民具館、宇和先哲記念館、宇和米博物館など全 14 施設を本条例において設置し、指定管理者制度により運営をしております。

今回の改正は、その施設の一つである末光住宅について、令和 8 年 4 月 1 日から開館内容を充実させ、有効に活用するに当たり、新たに施設入館料を設定するものでございます。あわせて、文化の里休憩所の機能を同住宅へ移転することから、それに伴う名称変更など所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

それでは質疑に入りたいと思います。

本案について、質疑のある方は挙手をお願いします。

○まつもと委員

市政懇談会でも御意見あったかなと思うんですけど、この町並みの施設、町並みの方が蚤の市とかで利用されてると思うんですけど、それ営利目的ということで 2 倍の料金を払っているとお聞きしています。蚤の市って、営利って言い切れるかなって感じもして、しかも本当に地元の方の活動で、営利じゃない使用料とは言いませんけど、もう少し、営利は 2 倍ですけど、1.5 倍とか、その辺り、本当に地元の町並みの方の利用に対して、少し軽減したりできないのかなと思うんですがいかがですか。

○岡田経済振興課長

今のとおりなんですけども、今現時点では条例どおりのそういう料金を規定にして運用するというので、それ以外の今の 1.5 倍とかっていう柔軟な対応っていうのは、現時点ではちょっと考えておりません。

○まつもと委員

今後考えていっていただくお考えはあるんですか。

○岡田経済振興課長

今そういう提案を受けました。それで今後こういう提案があった場合にまた地元と担当者、そういった方と協議しながら、これが本当に運用できるのかっていうところ。それと、収益増も目指さないといけないという観点もございまして、そういった総合的を見ながら、検討をさせていただきたいなと思っております。

○信宮委員長

ほかに質疑はございますか。

○信宮委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

次に、議案第 145 号「西予市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定について」岡田課長の説明を求めます。

○岡田経済振興課長

それでは続きまして、議案第 145 号「西予市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由を御説明申し上げます。

西予市ふるさと応援基金におきましては、主に個人からのふるさと納税による寄附金の積立てを行い、翌年度以降を計画的に各事業への繰入れをしてきたところです。一方、企業版ふるさと納税における寄附金につきましては、直接当該年度の事業への充当により対応してまいりましたが、今後は、取組を強化に伴いまして、寄付金の増加が見込んでいところでございます。計画的な運用が図れるよう、個人版と区分けした上で、基金への積立てを行うものとして、条例に明記するため、一部改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

岡田課長の説明が終わりました。

本案につきまして、質疑はございますか。

○中村委員

私 9 月の一般質問でもふるさと納税についてお聞きしましたが、あれから 3 カ月ぐらいたって、年末の駆け込み需要に向けて、現状の進捗分かれば教えていただきたいと思います。

○岡田経済振興課長

現状の進捗ですが、8 月まで約 1.8 倍の伸び率で、順調に来ておりまして、9 月については 10 月からのふるさと納税の改正に伴いまして、駆け込み需要がございまして約 5 倍、9 月単月での寄附金がございました。10 月、11 月につきましては、それに伴いまして影響があつて寄附金額が減っているところでございますが、12 月がまたもう一度、駆け込みという一番多い時期でもございますので、いろいろ企画等を練りながら、寄附金の増を目指しているところでございます。現在の実績といたしまして、11 月までで約 4 億 4900 万円の実績となっております。

○中村委員

令和 7 年産の新米がマーケット出回っているとします。宇和米とか西予市の場合については、いまいちブランド、そこまで他県に比べて確立されてないというところがあると聞いておりますけれども、現状、米についてはどうかなというふうに思うんですけど、教えていただけますか。

○岡田経済振興課長

冒頭、兵頭部長からもありましたように、ふるさと米の応援の事業もございました。それと関連して、ふるさと納税のほうも、米の需要が伸びているということで、いろいろと米の事業者も多く新規返礼品として入っていただいております。

ブランドっていうのもございますが、各地区それぞれ特色の米をつくっていただいておりますので、無農薬米とかそういったところで、それぞれのいいところを出していただいておりますので、米のふるさと納税も今、好調の状況でございます。

○兵頭委員

ふるさと納税と企業版ふるさと納税の分けをはっきりするというので、基金を創設するというのですが、企業版ふるさと納税は、今までの実績と、今後予想される実績はどの程度なのか。

○岡田経済振興課長

今年度の企業版ふるさと納税の実績でございますが合計 8 件ございまして、1710 万円の今年度の企業版ふるさと納税の実績となっております。

今後の見込みについては、なかなか見込むことが難しいんですが、我々としても、企業や縁故者等を頼りながら、営業活動も続けておりますので、地道な活動で、企業版ふるさと納税を伸ばしていけるよう、今取り組んでいるところです。

○まつもと委員

個人版と区分けしてっていうことでしたけど、企業版ふるさと納税のほうの寄附金は、個人版とは区分けしてどう使うとかいうふうにお考えになってるんでしょうか。

○岡田経済振興課長

企業版ふるさと納税につきましては、こういった事業に使っていただきたいということで、先ほど御説明しましたが、基本当該年度に充当しております。ただ今後、大きい額の企業版があった場合に、その企業さんにしっかり目的で使ってますよっていうことを示すためにも、別基金で置いといて、それはその事業にしっかり使われてるってことを明確に説明できるような形をとりたいと思ひまして、この条例改正を出させていただいております。

○信宮委員長

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

○信宮委員長

次に、議案第 150 号「西予市ジオパーク推進基金条例を廃止する条例制定について」岡田課長の説明を求めます。

○岡田経済振興課長

続きまして、議案第 150 号「西予市ジオパーク推進基金条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

基金は、地域振興や施策の推進を目的に設置され、これまで一定の成果を上げてきましたが、社会情勢や財政状況の変化、施策の進展により役割を終えつつある基金も見られます。そのことから、西予市ジオパーク推進基金を西予市地域振興基金に統合しまして、地域振興を目的とした基金として一元化を図るために、この条例を提案いたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、

御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

岡田課長の説明が終わりました。

質疑はございますか。

○中村委員

地域振興を含めてというふうに一元化するということでありますから、ジオパークについてはもう使わないということではなくて、そこも含めての地域振興というふうにとらえてよろしいのでしょうか。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時46分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前9時46分）

○岡田経済振興課長

この集約した地域振興基金からジオパークに充当できるのかという問合せだったと思うんですが、これは財政課が所管しまして、今こちらでそれがこちらに使えるっていうのは明確に判断できませんので、ここでは申し上げられないことだと思います。

○中村委員

では、財政に諮っていただいて、後日回答いただけるということでよろしいか。

○岡田経済振興課長

今の答弁ちょっとおかしかったかもしれませんが、今後統一する地域振興基金を所管するのが、財政課になりますので、そういったところで用途についてはこちらで申し上げられないということです。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時47分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前9時48分）

○岡田経済振興課長

先ほどの発言を訂正させていただきます。

この地域振興基金につきましては担当課財政課でございます。ただ、ジオパークに基金を充当されることも可能でございます。ただそれを判断するのが財政課でございますので、財政課で聞いていただくということで、判断いただくということで回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○河野副委員長

ジオパーク推進事業、次回の再認定は見送るという話がありましたけれども、そうかもしれないんですか。

○岡田経済振興課長

次回の再認定を見送るというわけではございません。ここから4年間、また十分にジオパークの活動をしっかりして実績を残して、また再認定していただくようにこちら取り組んでまいりたいと思います。

○河野副委員長

そうしたらならば、ジオパークの基金をこのまま置いとって、仮に申請をしないということになったら、基金を統合する言うのも話分かるんですけども、まだ今から活動すると言うのであれば、置いとくべきではなからうかと思いますがどうでしょうか。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時50分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前9時50分）

○岡田経済振興課長

現在、ジオパークの基金なんですけども、残額が約496万円になる予定であります。今年度末をもちまして、残額が少ないことから統合したほうが総合的に活用できるということで、統合の方向に決まっております。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時51分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前9時57分）

○岡田経済振興課長

基金についてですが、基金は統合されますが今後もジオパークの事業として、しっかり推進して経済の波及も生み出せるような取組をしっかり進めてまいりたいと思います。それに合わせて、先ほどありました次の再認定に向けてもしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、また応援していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○信宮委員長

ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

次に、議案第 158 号「西予市城川緑地休養施設条例を廃止する条例制定について」岡田課長の説明を求めます。

○岡田経済振興課長

続きまして、議案第 158 号「西予市城川緑地休養施設条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市城川緑地休養施設は、竜沢寺緑地公園内の緑豊かな森林等を利用して、地域住民の交流促進と休養を図るため、林業関係者の憩いの場、担い手の研修の場として昭和 61 年に設置されました。当初は、様々な施設が整備され、にぎわっていましたが、設置から 39 年が経過し、施設の老朽化等により、現在は宿泊施設のみの運営となっております。年々宿泊利用者数も減少しており、施設の利活用を検討した結果、利用率の低いバンガロー及び附帯施設を廃止することが適当との判断となり本条例を廃止する部分であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

岡田課長の説明が終わりました。

質疑はありますか。

○まつもと委員

これ決算でもちょっと言わせていただいたんですけど、利用を促進する動きもそこまで熱心にされてこなかったし、もったいないかなと思って、あと城川での市政懇談会でも、地元のほうから、廃止するのはもったいないんじゃないかという声があったと思いますが、地元の地域づくり組織とか、住民の人と何とか利活用に向けて、協議とか話合いの場っていうのは持たれたんでしょうか。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 59 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 00 分）

○岡田経済振興課長

この回答に対しましては、城川産業建設課の松下課長来られておりますので、松下課長から回答いたします。

○松下城川産業建設課長

まつもと委員の御質問にお答えしたいと思います。我々としましても、竜沢寺緑地公園内のバンガローについては何とか維持できないか、宿泊と

いうだけでなく、期間を定めての貸付等ができないかということで様々な検討はしてまいりました。バンガローを廃止するにしても、バーベキューハウスとかトイレとかそういうやつだけでも残せないかなということで検討しておりましたが、先般 11 月に竜沢寺の 4 月に行われます花まつりの実行委員長さんとか、竜沢寺の総代さん、そして、竜沢寺のボランティアの方、魚成 5 区の総務区長さん、魚成地区の振興会の皆さん、あと地域づくり活動センターの方々にお集まりいただきまして、この説明をしたんですが、皆さんから言われたのは、いわゆる不審者のような方が来て勝手にテントを張って、そこで秩序を乱すようなことをされるぐらいだったらもういっそのこと閉鎖していただいたほうがいいというような御意見をいただきまして、竜沢寺緑地公園自体が森林浴の森 100 選に選ばれている森ですので、これだけは何とか生かしていかなければならないということで閉鎖はできない。それで、不審者ができるだけ来られないように閉鎖はしないけど、施設としてはもう廃止する方向で進めている次第です。

○まつもと委員

もしこのバンガローとかの施設を廃止して、これに伴って管理人さんいなくなるんですかね。そうすると、住民の方の危惧みたいなものは余計増えることになりかねないかなと。今のお話であるならば。せつかくの場所を活用できなくてももったいないことにしている状態かなというふうには思います。

○信宮委員長

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようですので次に移りたいと思います。

議案第 159 号「西予市野村わんぱくランド条例を廃止する条例制定について」岡田課長の説明を求めます。

○岡田経済振興課長

それでは続きまして、議案第 159 号「西予市野村わんぱくランド条例を廃止する条例制定について」提案理由を御説明申し上げます。

西予市野村わんぱくランドは、野村ダム周辺の朝霧湖と自然豊かな環境を生かした中で、市内の児童生徒に保健休養の場を提供し、あわせて一般

行楽客の利用に供することを目的として、平成 5 年に設置されました。設置当初は、多くの来場者でにぎわっておりましたが、経年劣化による設備の不備などに起因した事故等が多く発生したため、平成 21 年 5 月から利用を休止しております。そのことから、設置後 30 年余り経過し、本来の目的である市民生活の向上としての施設の目的が達成できないことや、今後、修繕等による対応でも費用対効果が見込めないことから、本条例を廃止するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

岡田課長の説明が終わりました。

それでは、質疑のある方はお願いいたします。

○まつもと委員

もう、あの辺通っても入れなくなっているの、平成 21 年から休止の状態であつたら致し方ないと思うんですが、これ事故等がたくさん発生したということなんですけど、どんな事故で当時、修繕ではなくてもう閉めるに至った経緯を簡単に説明してもらってもいいですか。

○岡田経済振興課長

主にわんぱくランドの事故っていうのが人工の芝ゲレンデがございまして、スピードがあるので、それを降りてきたときに、勢いがつき過ぎて、反対方向に行くということで、クッションも設置したりしとったんですけども、そういったのも経年劣化等が発生して、芝に切れ目があつて、そこにひっかけてけがするとか、そういった骨折等の事故等も、市内でも明浜にもあつたんですけど、そういった案件が出てきたので、そういったのも踏まえて廃止の原因になっているところでございます。それでそれを改修する費用というのも、年間の入場客数の減少に伴いまして、費用対効果がその時点で認められなかったという現実もございまして、こういう結果になっているところです。

○信宮委員長

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

○信宮委員長

それでは次に、議案第 160 号「西予市有料駐車場条例を廃止する条例制定について」岡田課長の説明を求めます。

○岡田経済振興課長

それでは続きまして、議案第 160 号「西予市有料駐車場条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市有料駐車場条例では、自動車を利用する外来者の一時的な利便性に供し、観光及び地域経済発展に寄与するため、宇和町商店街の中に駐車場を整備しており、現在、宇和町駐車場管理組合が指定管理者として管理運営を行っております。

しかしながら、当該駐車場の現在の利用状況においては、主に地元商店街の月極駐車場としての利用が主なものとなっており、利用者が限定されている中で、今年度末の指定管理期間満了後は、民間への貸付による運営とすることが適当と判断しまして、本年度末をもって本条例を廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

岡田課長の説明が終わりました。

質疑はありますか。

○宇都宮委員

今ほど課長の御説明で、今管理組合がされてて利用者が限定されてるので、民間で運営したらどうかっていうことで廃止という説明だったかと思うんですけども、今でも町中に来られる方は駐車場がない、どこに停めたらいいんやろうとかいうと言われる方が結構おられるイメージなんですけど、この民間運営を来年度からということですけど、予定は立ってるんですか。

○岡田経済振興課長

今、2 件ほど運営していただけませんかということで打診はしたんですが、やはりこの借地料と年間の維持管理を含めてちょっと運営するのが難しいということで、現時点では予定は入っておりません。

○宇都宮委員

となると駐車場は来年度からはどうするんですか。

○岡田経済振興課長

一回これで条例を廃止しますと、来年度から市から手放すようになりますので、その次の事業者が決まるか、次の違う運用方法が決まるまではあそこはもう駐車場としては機能できないという状況になります。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 10 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 17 分）

○宇都宮委員

こちらの大きい駐車場なんですけど、あそこ両端は月極になってて真ん中は 2 時間無料か何か停めてくださいっていう駐車場になってる意識で多分、皆さんいるかなと思うんですけど、そこもなくなるということは商店街の買物なり、町並みなり、観光にこられる方なり、車停めるところは代替を構えるのか、今後の方針についてお尋ねします。

○岡田経済振興課長

市が運営する代替の駐車場を構える予定はございません。

○宇都宮委員

今、この委員会でも観光振興ということで 1 年間勉強してますけど、観光振興の部分に関してもなかなか厳しくなってくる部分もあるんじゃないかなあと思うので、その辺りもやっぱり、今もう停めれるとこって言ったなら、緑地のトイレがある駐車場だけっていうことになるんですかね。あと先哲の裏の駐車場だけになるんですかね。

○岡田経済振興課長

そのとおりでございます。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 19 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 21 分）

○岡田経済振興課長

駐車場というところで、観光振興の観点において、新しい駐車場も今検討している段階でございますので、そういったところで少しでも補えられたらと思っております。

○まつもと委員

住民の方から、ここにごみステーションがあるのかなということで、それはどうなるんですかというふうに御質問いただいたんですが、どうなる

んでしょうか。

○岡田経済振興課長

ごみステーションの話も問合せいただいております。急な話ですので、すぐ除けっということはできません。こちら、住民の方と十分話し合いながら、次のごみステーションが決まるまで、対応していきたいと思っております。

○まつもと委員

今の御答弁だと、ごみステーションは継続してそこに置けるようにして、代替の土地を用意するまではそこで使えるってということですか。

○岡田経済振興課長

今、3 月まではこの駐車場を運営いたします。それで、3 月までに決まらない場合っていうのが事前に分かるようでしたら、借主にこちらから打診して、もうちょっと貸していただくことできないのかとか、そういったいろんな検討をして、住民に不利にならないような対応を進めていきたいと考えております。

○信宮委員長

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようですので質疑を終結いたします。

それでは採決に移りたいと思います。

議案ごとの採決を行います。まず最初に議案第 131 号「西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

全員賛成により、原案どおり可決することに決しました。次に議案第 132 号「西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手多数により原案どおり可決いたします。

次に、議案第 133 号「四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手多数により原案どおり可決することに決しました。

議案第 144 号「西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

賛成全員により、原案どおり可決することに決しました。

議案第 145 号「西予市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員より、原案どおり可決することに決しました。議案第 150 号「西予市ジオパーク推進基金条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手多数により、原案通り可決することに決しました。

議案第 158 号「西予市城川緑地休養施設条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手多数により原案どおり可決することに決しました。

議案第 159 号「西予市野村わんぱくランド条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして原案どおり可決することに決しました。

議案第 160 号「西予市有料駐車場条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手多数により、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 26 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 35 分）

議案第 165 号「西予市宇和文化の里施設の指定管理の指定について」岡田課長の説明を求めます。

○岡田経済振興課長

それでは続きまして、議案第 165 号「西予市宇和文化の里施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区内に立地する 12 の公共施設について、歴史的景観の保全を図るとともに、観光振興及び地域文化の交流拠点となることを目的とする施設です。

今回、指定期間の満了に伴いまして、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、非公募により、一般社団法人西予市観光物産協会を指定管理者の候補者として選定いたしました。

選定の理由といたしましては、当該候補者は、地域の実情に精通し、これまで限定的でありました末光住宅や旧武蔵野開館日数を増やすなど、観光客の利便性向上に努めていること。また、民間事業者の発想と手法を活かした柔軟な運営を行っておりまして、質の高いサービスの提供及び効率的な施設運営を図られております。これらの点を総合的に勘案し、引き続き、施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

岡田課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

質疑がないようですので採決に移りたいと思います。

お諮りいたします。

議案第 165 号「西予市宇和文化の里施設の指定管理の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 166 号「宇和米博物館旧宇和町小学校の指定管理の指定について」岡田課長の説明を求めます。

○岡田経済振興課長

それでは続きまして、議案第 166 号「宇和米博物館旧宇和町小学校の指定管理者の指定について」提案理由を御説明申し上げます。

本施設は、市指定有形文化財である旧宇和町小学校の価値を最大限に生かし、従来の展示閲覧型の文化施設としての役割にとどまらず、地域に活力を取り戻す仕事を生み出し、人を呼び込む拠点となることを目的とする施設でございます。

今回、指定管理の期間の満了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、公募によりまして、一般社団法人 n f c を指定管理者の候補者として選定いたしました。

選定の理由といたしましては、当該候補者はこれまで、施設の歴史的・文化的価値や先人の熱い思いを十分に理解した上で、イベントや体験等の各種企画を通じた交流人口の拡大に努めていること。また、新たな発想のもと、企業支援やサテライトオフィス等の利活用、インスタグラムによります情報発信など、これまでにない創造的な取組が期待されることから、地域経済の活性化にも寄与するものと考えられます。これらの点を総合的に勘案いたしまして、引き続き、この施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

岡田課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

それでは質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

議案第 166 号「宇和米博物館旧宇和町小学校の指定管理の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

全員賛成によりまして原案どおり可決すること

に決しました。

次に、議案第 167 号「西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理の指定について」岡田課長の説明を求めます。

○岡田経済振興課長

それでは続きまして、議案第 167 号「西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、平成 12 年に整備され、美しく豊かな自然に恵まれた環境の中で、くつろぎ楽しみ、体験できる交流拠点の場を確保し、市民の体力向上と健康保持を図ることを目的としている施設でございます。

今回、指定期間の満了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、非公募によりましてあけはまシーサイドサンパーク株式会社を指定管理者の候補者として選定いたしました。

選定の理由といたしましては、24 年間にわたり管理運営を行ってきており、目的達成に関するノウハウが十分に蓄積されていること。さらに候補者が管理者になっている隣接の観光交流拠点施設や柑橘加工施設、大早津海水浴場と一体的な施設運営を行うことで、管理運営の効率化や相乗効果による集客の安定化が図られており、また、明浜地域の地域振興及び活性化のための取組の成果が認められること等を総合的に勘案した結果、引き続き施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

岡田課長の説明が終わりました。

本案につきまして、質疑はございますか。

○まつもと委員

事業の中にふるさと体験交流学習事業と位置づけられているものがあるかなと思います。今度、倉庫の扱いになってしまう明浜の歴史民俗資料館があるじゃないですか。あそこの活用なんかも、正直一緒にお願いできたらなというふうに希望が私の中にはあったんですが、そういう協議とかはなかったんでしょうか。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 43 分）

○信宮委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 43 分)

○岡田経済振興課長

今の問いに、回答いたします。そういった活用をどうかという協議の場合は、今までございませんでした。ただ議員が今言われたように、関連してということをおっしゃっていますが、担当課に聞きながら、こういった取組ができるかっていうのは、調査してみたいなと思っております。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 43 分)

○信宮委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 44 分)

ほかに質疑はございますか。

[発言する者なし]

○信宮委員長

ないようでございますので、採決に移りたいと思います。

議案第 167 号「西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○信宮委員長

賛成全員によりまして原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第 168 号「西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理の指定について」を議題といたします。岡田課長の説明を求めます。

○岡田経済振興課長

それでは続きまして、議案第 168 号「西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、令和 2 年度に開設されたもので、市民に健全な保健休養の場を提供し、生活福祉と健康増進、観光振興と交流の促進を目的としている施設でございます。

今回、指定期間の満了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、非公募により、あけはまシーサイドサンパーク株式会社を指定管理者の候補者として選定いたしました。

選定の理由といたしましては、施設開館以来、管理を行ってきており、施設の設置目的達成に関する技能・経験を有していること。さらに、候補者が管理者となっている隣接の柑橘加工施設、オートキャンプ場、大早津海水浴場と一体的な施設

管理を行うことで、管理運営の効率化や相乗効果による集客の安定化が図られており、また、明浜地域の振興及び活性化のための取組の成果が認められること等を総合的に勘案いたしまして、引き続き、施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

岡田課長の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行いたいと思います。

質疑はありますか。

○まつもと委員

収支計画書を見させていただいたんですけど、施設の規模とか、新しさとかを考えたときに、この収支、収入のほうですけど、適当かなと、もう少し何ていうんですかね改善の余地ありとか、可能性あるんじゃないかなというふうに思います。もちろん努力されてると思うんですけど、私も、行きはしたんですけどすごく寂しいというか、土曜日に行ったんですけど、お昼もうお客さんがほとんどいないとか、レストランとかものすごくあそこまでしっかり整備して、これでは厳しいなというふうに思いました。一体的な管理で、技能経験も有しているというふうに評価されてるんですけども、その辺りは、これでいいよっていう考え方なんですか。

○岡田経済振興課長

今の御質問に回答いたします。取締役会とかそういったのも参加させていただいて、毎回いろいろ改善点等を聞いております。シーサイドサンパークのほうも、そこが一番の重要課題っていうのは認識しておりまして、例えば厨房に経験者が入っていただいて、その厨房の食堂の活性化、新しい商品等の開発等も視野に入れながら、そこを盛り上げていかないといけないという努力をしっかりと計画に立てていただいておりますので、そういった点も含めて、指定管理者として適当と認めたところでございます。

○信宮委員長

ほかに質疑はございますか。

[発言する者なし]

○信宮委員長

ないようですので、以上で質疑を終結といたし

ます。

それでは採決に移ります。

議案第 168 号「西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

賛成多数によりまして、本案は原案どおり可決することに決しました。

○信宮委員長

次に、議案第 169 号「西予市みかめ本館の指定管理の指定について」を議題といたします。岡田課長の説明を求めます。

○岡田経済振興課長

それでは続きまして、議案第 169 号「西予市みかめ本館の指定管理者の指定について」提案理由の説明を申し上げます。

本施設は平成 17 年にリニューアルオープンしたホテルで、三瓶地域の宿泊施設不足解消と中心市街地の活性化推進を目的としている施設でございます。

今回、指定管理の期間満了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、公募により有限会社みかめ本館トータルサービスを指定管理者の候補者として選定いたしました。

選定の理由といたしましては、地域の実情に精通し、市内観光への拠点施設として運営が図られていること。また、経営努力により、宿泊客の満足度維持向上に努められていること等の実績が認められることから、引き続きこの施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

岡田課長の説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

質疑はありますか。

○中村委員

昨日山下議員からの質疑もありましたが、指定期間が 1 年ということが無償譲渡を含めた話し合いを業者と持つというふうに聞いております。話し合いをする期間として 1 年は短いとは思わないけれども、山下議員言われたように水回り

の補修が喫緊の課題として残っているという旨も聞いておりまして、無償譲渡の条件の中に、きっちと整備してから譲渡するということが含まれているのであれば 1 年やむなしとも思えますが、余りにも拙速に 1 年で決めてしまうということはちょっと早いように思うのだけれども、業者に対しての不満があるのではなくて、この期間に対して私ちょっと納得いかないところあるんですがそこはどうでしょうか。

○岡田経済振興課長

この 1 年間の期間と今一応目標を立てております。言われたようにいろんな条件がございまして、そういった条件等を相手方としっかり話して、双方が合意に達したらそういった話に流れていくような状況でございます。

ただ話し合いをしながら、強引に、1 年なのでここで打ち切りますよってことはございませんので、お互い話しながらしっかり条件面で、お互いが納得いく形で進めていきたいと考えております。

○中村委員

では、無償譲渡の条件で折り合いがつかない、引き続き協議するという場合については、1 年の指定期間をまた再度更新するというお考えおありでしょうか。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 52 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 02 分）

○岡田経済振興課長

相手方と協議をして内容を見つめながら、その期間については柔軟に対応していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○中村委員

要望ですのでもう答弁は構いません。

とにかく 1 年という期間を話し合いの期間としては短いとは思えないんだけど、実際に補修をするに当たっての予算措置とか金額的なこととか、条件も含めてですけど、そこに思い至ると 1 年というのはやはり短いというふうに感じます。なので、最初から 1 年ありきということではなくて、2 年、3 年と長期にわたって事業者と話し合いをして、三瓶町の活性化のために資する方向でやっていただきたいと思います。

○信宮委員長

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようでありますので、質疑を終結いたします。それでは採決に移ります。

議案第 169 号「西予市みかめ本館の指定管理の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

賛成多数によりまして本案は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第 170 号「西予市みかめ海の駅の指定管理の指定について」を議題といたします。岡田課長の説明を求めます。

○岡田経済振興課長

それでは続きまして、議案第 170 号「西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、平成 18 年度に建設され平成 19 年 4 月にオープンした建物で、三瓶地区中心街における商業の振興と地域の活性化を推進することを目的としている施設でございます。

今回、指定期間の満了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、公募により、三瓶ホールディング株式会社を指定管理者の候補者として選定いたしました。

選定の理由といたしましては、地域の実情に精通しており、積極的な事業展開や経営努力により、安定的な経営が図られていること。また、今後も民間事業者の発想と手法で、柔軟な運営が期待されることから、引き続きこの施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

岡田課長の説明は終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありますか。

○中村委員

特にクレームをつけるつもりはなくて、ただマンボウプールがずっと休止状態にある。これについては以前から三瓶町民の間でも何とか再活用、利活用できないかということは出ているだけ

ども、適当なアイデアも浮かんでないという現状でございます。市としてのお考えをお尋ねしたい。

○岡田経済振興課長

いけすの活用についてはこちらも、指定管理者にどうにか活用する方法を検討してくださいというのは伝えておりますが、今委員言われたようになかなかいいアイディアが浮かばない状況でございますので、引き続き指定管理者と連携して何か活用できるものはないかというのは、検討してまいりたいと思います。

○まつもと委員

この施設もプランの方針での譲渡の協議がなされてるんじゃないかと思うんですが、今、こちらはどのような進具合なんでしょうか。

○岡田経済振興課長

こちらにつきましても、相手方との協議の中で、いろいろとお互い合意が必要な案件もございますので、まだ、確実に 1 年という話にはなっていない状況でございます。

○まつもと委員

こちらは、例えば修繕とかそういったものではできてるんですか。

○岡田経済振興課長

やはり 19 年にオープンした施設でございますので、修繕等は発生している状況でございます。

○まつもと委員

今、もし譲渡するのであれば、修繕しないといけないという箇所が、どれぐらいっていうのは分かってるんですか。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 07 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 07 分）

○岡田経済振興課長

具体的なみかめ本館のような修繕箇所等が出ていないんですが、今協議を進めているところです。そういったところも協議の中に入れながら、譲渡に向けて、今、協議を進めているところでございます。

○宇都宮久見子委員

ちょっと数字的なところになるんであれなんですけど、このみかめ海の駅、大体どれぐらいの方が年間来られてるんですか。

○岡田経済振興課長

令和6年度で10万4654の方が来館していただいております。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時09分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前11時11分）

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

それでは採決に移ります。

議案第170号「西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時11分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前11時13分）

それでは「令和7年度西予市一般会計補正予算（第4号）」経済振興課所管分を議題といたします。岡田課長の説明を求めます。

○岡田経済振興課長

それでは議案第174号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第4号）」経済振興課所管分について御説明をさせていただきます。それでは補正予算書に基づきまして、歳入予算から御説明をさせていただきますと思います。

補正予算書13ページ目をお開きください。

16款1項2目利子及び配当金379万1000円のうち、文化振興基金の1万5000円の増額補正でございます。これにつきましては、文化振興基金利子の実績見込みに伴いまして、増額補正するものでございます。

続きまして同ページです。

ジオパーク推進基金利子の1万7000円の増額補正でございます。これにつきましては、先ほども説明いたしましたが、危機脱却プランに基づきまして、地域振興基金にジオパーク推進基金を含む各基金を集約するため、令和8年3月末で解約した際に生じる利子を増額補正するものでござい

ます。

続きまして同ページ下段になります。

17款1項1目一般寄附金、一般寄附金の2000万円の増額補正でございますが、洋画家の方から、絵画を西予市に寄贈いただきました。それに関連いたしましてその絵画などの維持運営に活用していただきたいと、御寄附をいただいたものでございます。

続きまして同ページ下段です。

17款1項2目総務費寄附金、地域振興費寄附金、ふるさと応援寄附金の1億5000万円の増額補正でございます。去年度の実績と今年度の実績を比較して算出をしております。資料を配信しておりますので御確認いただきたいと思います。

今年度4月から8月の実績が前年度比約1.8倍と順調に伸びておりました。また10月からのふるさと納税の制度の改正もございまして、9月分の実績は前年の5倍近く伸びているところです。12月は前年度同様額伸びているところです。9月の駆け込み需要の影響で10月、11月は寄附額が伸びておりませんが12月は前年度同額程度、1月から3月は伸び率の回復を駆け込み需要前の4月から8月の伸び率と同等と見込み、約7億6000万円の金額の見込みとして算出をしているところでございます。ですが、あくまでもこれは見込額となります。実際にこれ以上の寄附額が3月末までに集まった場合、返礼品提供事業者やポータルサイト事業者への支払いが滞ることから、約1億円弱増の8億5000万円を目標値及び寄附額の最大見込みとして予算額1億5000万を計上しております。

続きまして14ページ上段を御覧ください。

18款2項32目、ふるさと応援基金繰入金7625万8000円の増額でございます。先ほど御説明いたしました寄附金収入の増額に伴いまして、返礼品代やポータルサイト利用料等のふるさと納税推進にかかります経費も増額となりますことから、これに係る財源として当該基金を取り崩すものでございます。また、当基金を充当している医療介護推進室の所管分の予算においても、委託事業の増額に伴いまして、財源である繰入金26万円を増額としているところです。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。22ページを御覧ください。

7 款 1 項 6 目産業創出事業費、ふるさと納税推進事業 7599 万 8000 円の増額補正でございますが、先ほど歳入予算で説明しましたとおり、歳入予算の増額補正に伴いまして、返礼品代、返礼品送付にかかる費用、寄附金の収納代理代行手数料及びポータルサイト利用に係る支援業務委託料を増額するものでございます。なお、財源といたしまして、先ほど説明いたしましたふるさと応援基金繰入金を全額充当しております。

続きまして、補正予算書 23 ページを御覧ください。

10 款 6 項 3 目文化施設運営管理費 809 万 3000 円の増額補正のうち、ギャラリーしろかわ管理運営事業 770 万円の増額補正でございます。令和 7 年 2 月の積雪により破損した美術館の軒樋修繕を行うための修繕料として 721 万円、使用実績に伴う増額が見込まれる電気料として 49 万円の合計 770 万円を増額するものでございます。なお、財源は全て一般財源となっておりますが、軒樋修繕につきましては、共済保険の適用を受けられることから、修繕の実績に伴いまして、対象経費の最大 50%が戻ってくる予定となっております。

続きまして、補正予算書 26 ページを御覧ください。

13 款 2 項 1 目基金費 1 億 7379 万 1000 円の増額補正のうち、事業概要欄の中段になりますが、ふるさと応援基金事業 1 億 5000 万円の増額補正でございます。先ほど歳入予算で説明しましたとおり、ふるさと応援寄附金の同額を当該基金に積立てするものでございます。

続きまして同ページでございます。事業概要欄のふるさと納税応援基金事業の下段になります。

ジオパーク推進基金事業の 1 万 7000 円の増額補正でございます。先ほど歳入予算で説明いたしました、ジオパーク推進基金利子と同額を当該基金に積立てするものでございます。

続きまして同ページでございます。

事業概要欄の一番下になります。文化振興基金事業の 2001 万 5000 円の増額補正でございますが、先ほど歳入予算で説明いたしました。文化振興基金 1 万 5000 円及び一般寄附金 2000 万円の金額を当該基金に積み立てるものでございます。

以上で経済振興課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださ

いますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

岡田課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

○中村委員

文化振興基金事業についてお尋ねします。絵画の寄附があつて維持管理のために 2000 万円ということでしたが、これ何年分って言ったら失礼だけど、年間にどのぐらいの維持費がかかるものなんでしょう。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 22 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 23 分）

今の回答にいたしましては、ギャラリーしろかわ森岡館長から回答いたします。

○森岡ギャラリーしろかわ館長

ギャラリーしろかわの収蔵庫に収蔵いたします。その管理費としまして主なものは、空調設備の電気料になっております。そこだけの電気料というのがちょっと計り知れないところがあるんですけども、全体で 200 万円強かかっておろうかと思ひます。

これについては抑制もしております。11 年前に空調設備を改修しまして、電気も LED 化にしてコスト削減、省エネ化を図っているところです。そのうちの収蔵庫の分、10 分の 1 とか、そういうものに今後使っていくとか、何年で使い切るところは、まだ定めてはないんですけども、まずその収蔵庫の電気代に相当する程度のもものは、これから寄附金を活用させていただけたらと考えているのと、寄附者の御希望で、折笠勝之氏の絵画を有効に活用するための維持管理ということをお願いいたしますので、そこに即したものについて、関連して使用して活かしていきたいと考えております。

○まつもと委員

ふるさと応援基金繰入金の 26 万円の部分の説明もしてもらっていいですか。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 25 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 26 分）

○まつもと委員

所管外ということで、質問取下げます。

○信宮委員長

ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

これより採決に移ります。

議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」経済振興課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

賛成全員によりまして、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 27 分）

【林業課】

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 42 分）

これより林業課所管分に入ります。

まず最初に、議案第 143 号「西予市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。酒井課長の説明を求めます。

○酒井林業課長

それでは、議案第 143 号「西予市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明いたします。

本条例は、森林法の規定に基づき、森林等の土地における火入れの許可手続等を定めるものです。現在の規定では、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報等が発せられた際には、火入れの禁止または中止を求めることとしておりますが、西予市火災予防条例の一部改正に合わせ、林野火災注意報の発令等がされた場合にも、新たに火入れの禁止等を求めることとするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○信宮委員長

酒井課長の説明が終わりました。

これより質疑に移ります。

質疑はございますか。

○河野委員

実際に火入れの実施はどれほど年間にあるんですか。

○酒井林業課長

私が 8 年目になるんですが、私が知ってる範囲では許可申請が出た事例は今のところございません。

○信宮委員長

ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようですので、以上で質疑を終結といたします。

それでは採決に移ります。

議案第 143 号「西予市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

賛成全員によりまして原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 163 号「西予市城川みどりの交流館条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。酒井課長の説明を求めます。

○酒井林業課長

それでは議案第 163 号「西予市城川みどりの交流館条例を廃止する条例制定について」御説明いたします。

西予市城川みどりの交流館は、市民の相互交流及び都市住民との交流を通じた森林の総合的活用と、地域活性化を推進することを目的とし、平成 8 年に設置されました。設置から 29 年が経過し、近年は、少子高齢化等が進む中で、利用者数が減少し、特定の団体のみが利用するような状況となっていました。施設の利活用を検討した結果、民間に貸し付け、活用することが適当との判断となり、本条例を廃止するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○信宮委員長

酒井課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

○まつもと委員

民間貸付ということなんですけれども、今のと

ころどのように進んでいますか。

○酒井林業課長

今のところは地元の地域づくり組織等への無償譲渡または無償貸与について検討を進めているところでございます。

○まつもと委員

地元の地域づくり組織が使ってくくださるならすごくいいんですが、もしそれが叶わなかったら、この建物すごくおしゃれで、すごくすてきな建物だなと思っています。比較的まだ新しいですし、使わずに放置するとすごくもったいないので、何とか活用していただくようにPRというか広報に力入れていただいて、もちろん地元が使ってくくださるんだったらそれはそれでいいんですが、もったいないことにならないようにだけお願いしたいと思います。

○酒井林業課長

現在、地元の地域づくり組織等の利用を検討しておりますが、それが叶わなかった場合は他にも利用できるように検討していきたいと考えております。

○信宮委員長

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

それでは採決に入ります。

議案第163号「西予市城川みどりの交流館条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時48分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前11時48分）

議案第174号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第4号）」林業課所管分を議題といたします。酒井課長の説明を求めます。

○酒井林業課長

それでは議案第174号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第4号）」林業課所管分について

御説明いたします。歳出から御説明いたします。

補正予算書21ページをお開きください。

6款2項2目林業振興費、バイオマスペレット生産利活用促進事業に係る補正予算について御説明いたします。補正額は177万9000円の増額です。ペレットをボイラー燃料として活用している西予市民病院が令和7年度より指定管理へ移行したことに伴い、当事業の補助対象となったことから補助金177万9000円を計上するものです。特定財源といたしまして、補正予算書14ページ、18款2項38目1節森林環境譲与税基金繰入金、森林環境譲与税基金繰入金177万9000円を充当しております。

続きまして補正予算書24ページをお開きください。

11款1項3目林業施設災害復旧費、林業用施設災害復旧事業現年度に係る補正予算について御説明いたします。なお、配信しております12月補正予算資料をあわせて御覧ください。補正額は9327万7000円の増額です。令和7年8月10日から11日にかけての豪雨により、被災した林業用施設の機能回復を図るため、本年11月に実施された国の災害査定の結果を踏まえ、工事請負費4路線5カ所9327万7000円を計上するものです。特定財源といたしまして、補正予算書10ページ、12款1項2目1節農林水産施設災害復旧費分担金、林業用施設災害復旧費分担金833万3000円、補正予算書11ページ、14款1項5目2節農林水産施設災害復旧費国庫負担金、林業用施設災害復旧費国庫負担金5160万2000円、補正予算書15ページ、21款1項11目2節農林水産施設債、林業用施設災害復旧事業3000万円を充当しております。

続きまして補正予算書26ページをお開きください。

13款2項1目基金費、森林環境譲与税基金事業に係る補正予算について御説明いたします。補正額は33万6000円の増額です。森林環境譲与税基金利子について、利率変動により増額となるため、積立金33万6000円を計上するものです。特定財源といたしまして、補正予算書13ページ、16款1項2目1節利子、森林環境譲与税基金利子33万6000円を充当しております。

以上で林業課所管に係る12月補正予算の内容

説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○信宮委員長

酒井課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

○兵頭委員

今、森林環境譲与税基金の説明があったんですけど、現在、森林環境譲与税が幾らあるのか。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 53 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 54 分）

○酒井林業課長

森林環境譲与税の基金につきましては、6 年度末で 1 億 9800 万円ほどの基金の残となっております。

○兵頭委員

2 億円近くという話なんですけど、これは来年度の当初予算に入ろうかと思えますけど、この森林環境譲与税を使って、何か計画があるのか。そこら辺分かれば教えていただきたらと思います。

○酒井林業課長

森林環境譲与税の使途につきましては、森林整備を主としまして、あと木材利用の促進、普及啓発等に今までの事業どおり使っていきますが、広くそういった使える事業があれば、充当もして使っていきたいと考えております。

○宇都宮久見子委員

バイオマスペレット生産利活用促進事業、市民病院の民営化でっていう御説明だったかと思うんですけど、大体、量としてはどれぐらいのものなのか。例年どおりの量の金額なのか御説明いただきたらと思います。

○酒井林業課長

市民病院の使用料につきましては、前年度と今年度の使用量から年間 5 万 9300 キロを算定しておりまして、そのキロ数から今回の補正の額を計上しております。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 56 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 0 時 01 分）

○酒井林業課長

市民病院の量につきましては、昨年度とあまり利用量としては変わっておりませんが、それをもとに計算して今回補正を計上しております。

○まつもと委員

林業用施設の災害復旧事業で、市債があると思うんですけど、この林業用施設災害復旧事業の 3000 万円の起債分は交付税措置があるんですか。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 0 時 02 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 0 時 03 分）

○酒井林業課長

災害復旧の事業債についての特別交付税措置でございますが、確認し、後ほど報告させていただきます。

○信宮委員長

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

それでは採決に移ります。

議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」林業課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして議案第 174 号は、原案どおり可決することに決しました。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 0 時 04 分）

【建設部】

【建設課】

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 0 時 58 分）

最初に安岡部長の御挨拶をお願いいたします。

○安岡建設部長

挨拶を行う。

○信宮委員長

それでは、議案に入ります。

議案第 164 号「西予市土木建設事業負担金徴収条例を廃止する条例制定について」宮本課長の説明をお願いいたします。

○宮本建設課長

それでは議案第 164 号「西予市土木建設事業負担金徴収条例を廃止する条例制定について」提案理由を御説明申し上げます。説明資料がございまずので、あわせて御覧ください。

本条例は、市が実施する土木建設事業に要する経費の一部を当該事業により、著しく利益を受ける者から負担金として徴収するためのものとして、平成 16 年の市町村合併時に制定施行されたものです。

しかしながら、合併以降の事業実施において、負担金の徴収実績はほとんどなく、また、県内近隣自治体においても、地元等から土木建設事業に要する負担金を求めている事例はございませんでした。今後においても、地元負担金は求めない方向方針であることから、本年度をもって本条例を廃止するものでございます。

御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○信宮委員長

宮本課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○まつもと委員

これ城川町時代に城川町に合った条例なのかなと、条例を見ていて思ったんですけど、合併以降は、今まで 1 件もなかったという認識でいいんでしょうか。

○宮本建設課長

合併してからもう 20 年にたちますので、その 20 年全てを調査したわけではないんですけども、聞き取れる範囲でヒアリングをした結果、徴収した事例は、私のほうではなかったという現状であります。

○信宮委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

採決に移ります。

議案第 164 号「西予市土木建設事業負担金徴収条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」建設課所管分を議題といたします。宮本課長の説明を求めます。

○宮本建設課長

議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」建設課所管分について御説明申し上げます。

予算書のほうは 22 ページになります。資料のほうもございまず。説明資料①になります。あわせて御覧ください。

8 款 2 項 1 目県営道路事業負担金事業において、18 節負担金補助及び交付金、480 万 3000 円を増額するものでございまず。当事業は、愛媛県が市内で実施する道路事業に対して、愛媛県土木建設事業負担金条例第 2 条に基づき、市の負担金、事業費の 7 % を支出する事業ですが、愛媛県が 9 月補正にて、地震防災関連道路緊急整備事業の 1 事業の追加と 6 事業の事業費増額に伴い、負担金の増額となっております。財源は全て一般財源となっております。

続きまして予算書は 25 ページになります。こちら説明資料がございまず。説明資料②になります。あわせて御覧ください。

11 款 6 項 1 目道路橋梁河川災害復旧事業（現年度）において、令和 7 年 8 月 10 日から 11 日にかけての集中豪雨により、市が管理する道路、河川が被災したため、災害復旧工事に係る経費 5774 万 4000 円を新たに計上するものでございまず。被災箇所は説明資料にあるとおり 6 カ所ございまず。地区別の内訳は、宇和地区 2 カ所、野村地区 1 カ所、城川地区 2 カ所、三瓶地区 1 カ所となっており、赤色の道路債が 4 カ所、青色の河川債が 1 カ所、緑色の橋梁債が 1 カ所でございます。財源内訳は予算書 11 ページ、国庫支出金 2330 万 5000 円、15 ページ、災害復旧事業債 1160 万円、残りの 2283 万 9000 円が一般財源となっております。なお、緑色の橋梁債は、河川管理者である愛媛県が下部工の河川護岸等を復旧し、小場を含めた上部工を西予市が実施することとなっております。説明資料の被災写真を御覧いただきますと分かりますとおり、今回は、河川護岸分のみが被災し、上部工の床版が被災していないため、橋梁公共災

害には該当せず、床版等の復旧は、市単独費で実施いたします。

以上、令和7年度一般会計補正予算（第4号）建設課所管分の御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○信宮委員長

宮本課長の説明が終わりました。

ただいまより質疑に移ります。

質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

質疑がないようなので質疑を終結いたします。

それでは採決に移ります。

議案第174号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち、建設課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時09分）

【上下水道課】

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午後1時14分）

これより上下水道課所管分に移ります。

議案第137号「西予市給水条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

それでは議案第137号「西予市給水条例等の一部を改正する条例制定について」の御説明を申し上げます。

西予市の簡易水道事業及び愛媛県条例水道等については、近年給水人口の減少が著しく、基準となっている給水人口の要件に満たない水道施設が増えてきております。また、給水人口減による料金収入の減少により、高額な水質検査費用が大きな負担となっており、このような状況により市内の簡易水道組合12組合から水道施設格下げに関する要望書の提出がございました。提出のありました全ての組合におきまして、現在の給水人口が水道法及び愛媛県水道条例で定義された給水人口の要件を満たしていないことから、水道認可の変

更手続を行うため関係する3条例の一部を改正するものでございます。

また、令和6年度の能登半島地震で宅内配管を行うことのできる業者の確保が困難な状況となったことによりまして、復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化したことを受け、災害その他非常の場合において、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能とするため、あわせて西予市給水条例の一部を改正するものでございます。

議案書の60ページ、61ページをお開きください。

第1条、西予市給水条例の一部を次のように改正する。第10条第1項に次のただし書を加える。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が当該指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りではない。を追加いたします。

別表第1（2）簡易水道事業及び愛媛県条例水道等の部1宇和町に属する地域の項3城川町に属する地域の項を議案添付のとおり改める。

議案書61ページ、62ページをお開きください。

第2条、愛媛県条例水道等の設置に関する条例の一部を次のように改正をする。

別表1宇和町に属する地域の表、別表3城川町に属する地域（1）及び（2）の表を議案添付のとおり改める。

議案書の63ページ、64ページをお開きください。

第3条、西予市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表3城川町に属する地域の表を議案添付のとおり改める。附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中西予市給水条例第10条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。としております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○信宮委員長

紙崎課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますでしょうか。

○河野副委員長

分かりやすい説明でと言いたいんですが、全然分からないんですけど。この給水人口が減っておるということで、表の中の 62 ページ、63 ページであれば、給水人口の数値の変更と見ていいんですか。

○紙崎上下水道課長

簡易水道とか県条例水道っていうのは、計画給水人口で水道の要件が決まってるんですけども、簡易水道のほうは 101 人以上で 5,000 人以下、県条例水道が 50 人以上の 100 人以下ということになってるんですけども、今の実際の給水人口がもうその要件を満たしてないっていう施設が大分増えてきております。その施設について、給水の人口の見合った施設に格下げをするということでこの条例制定を上げております。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 20 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 28 分）

ほかに質疑はありますでしょうか。

○河野副委員長

60 ページ、61 ページの使用料金ですけども、超過料金のところと使用料金のところ、水道料の計算が 2 通りある思うんですけど、そこら辺、統一する考えはないのでしょうか。

○紙崎上下水道課長

これは各水道組合で料金は決定していただいておりますんですけども、使用料金と超過料金の違い、どういうことかという、超過料金の場合は基本料金が 10 トンまで幾ら、10 トンを超えたら超過料金で 1 トン当たり幾らっていう計算をしています。使用料金の場合は、基本料金があるんですけど、基本料金は水量がかかってないんです。全然水を使わなくても基本料金がかかって、次の 1 トン使うごとに使用料金がかかっていくっていう計算方法になってます。

○河野副委員長

それは大体分かっとうるんですけども、この 2 通りの徴収方法があるということよな。そこら辺の合併も 20 年も過ぎて、簡易水道だけなんかな、違うんか。給水施設もあるのか。そこら辺の差もあるかもしれんけど、徴収の統一というか、そこ

ら辺の考えはないのかどうか。

○紙崎上下水道課長

御指摘のとおりでございますが、今のところは各組合に料金の設定をお任せしてますので、統一するということはまだ考えてない状況です。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 31 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 37 分）

ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

採決に移ります。

議案第 137 号「西予市給水条例等の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

賛成全員によりまして原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 138 号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

議案第 138 号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、令和 6 年度能登半島地震において、下水道排水設備指定工事店の不足により排水設備の復旧が遅れたことを受け、国の技術的助言である標準下水道条例が改正されたことに伴いまして本条例の一部を改正するものです。

改正の内容といたしましては、災害その他非常の場合において必要があれば、他の市町村等の指定を受けた工事事業者による排水設備工事の実施を可能とするよう、規定を追加するものでございます。具体的には西予市公共下水道条例の一部を次のように改正いたします。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村等の公共下水道を管理する者の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、こ

の限りではない。を追加いたします。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。としております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○信宮委員長

紙崎課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

質疑はないようなので採決に移ります。

議案第 138 号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして、原案どおり可決することに決しました。

○信宮委員長

議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」上下水道課所管分を議題といたします。紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」上下水道課所管分について御説明を申し上げます。

今回の補正は通年予算として計上しております修繕費において、突発的緊急的修繕が多く発生し、例年以上に予算を執行しており、今後の突発的、緊急的修繕案件に対応するための増額補正でございます。並びに預金利息の上昇によりまして、歳入における利子収入、歳出における積立金、それぞれを同額を計上するものでございます。

一般会計補正予算書の 20 ページをお開きください。

歳出といたしまして 4 款衛生費、4 項 1 目水道費、10 節需用費の修繕費を 248 万 4000 円増額をしております。

補正予算書の 26 ページをお開きください。

13 款諸支出金、2 項 1 目基金費、24 節積立金、県条例水道と基金事業 4 万 6000 円増額をしております。

補正予算書の 10 ページをお開きください。

歳入といたしまして、12 款分担金及び負担金 1 項分担金、4 目衛生費分担金、1 節水道費分担金、県条例水道整備事業費分担金を 197 万 3000 円増額をしております。

補正予算書の 13 ページをお開きください。

16 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金、1 節利子のうち県条例水道等基金利子を 4 万 6000 円増額をしております。

補正予算書の 14 ページをお開きください。

18 款繰入金、2 項基金繰入金、39 目 1 節県条例水道等基金繰入金を 51 万 1000 円増額をしております。

以上で、県条例水道等事業に関する補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○信宮委員長

紙崎課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

質疑がないようですので、以上で質疑を終結といたします。

採決に移ります。

議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」上下水道課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

全員賛成によりまして、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 177 号「令和 7 年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）」について議題といたします。紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

議案第 177 号「令和 7 年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）」について提案理由の御説明を申し上げます。簡易水道事業会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

今回の補正は、消費税及び地方消費税の修正申告に伴い、収益的支出を増額するものでございます。

第 2 条の収益的支出の補正につきましては、第

1 款簡易水道事業費用を 473 万 2000 円増額して、総額を 1 億 4140 万 4000 円としております。

簡易水道事業補正予算書の 8 ページをお開きください。

収益的支出として第 1 款簡易水道事業費用、2 項営業外費用、2 目雑支出、2 節その他雑支出を 4 万 7000 円増額。3 目 1 節消費税及び地方消費税を 296 万 7000 円増額、3 項 4 目 1 節過年度損益修正損を 171 万 8000 円増額し、補正後 1 億 4140 万 4000 円としております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

紙崎課長の説明が終わりました。

これより質疑に移ります。

質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

それでは質疑を終結いたします。

それでは採決に移ります。

議案第 177 号「令和 7 年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）」につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

全員賛成によりまして、原案どおり可決することに決しました。

○信宮委員長

続きまして、議案第 178 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 3 号）」を議題いたします。紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

議案第 178 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 3 号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は公共汚水ます設置工事の施工単価上昇に伴い、修繕費の増額及び西予市浄化センター並びに中継ポンプの維持管理業務、農業集落排水の田之筋、中川、石城、多田、明間の各浄化センター及びマンホールポンプの維持管理業務における令和 8 年度の債務負担行為を設定するものでございます。

公共下水道事業会計補正予算書の 1 ページをお

開きください。

第 2 条の収益的支出の補正につきまして、350 万 1000 円増額して、総額を 9 億 6918 万 1000 円としております。

第 3 条の債務負担行為につきましては、現在稼働中の各施設維持管理業務を令和 8 年 4 月 1 日から実施することに伴い、今年度内に当該業務の受託業者決定などの事務を進めるため、債務負担行為を設定するものでございます。

下水道事業会計補正予算書 8 ページをお開きください。

1 款下水道事業費、1 項営業費用、1 目管渠費、22 節修繕費を 350 万 1000 円増額し、補正後 8241 万円としております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

紙崎課長の説明が終わりました。

それでは質疑に移ります。

質疑はありますでしょうか。

○兵頭委員

説明の中で、公共汚水ますの単価が上がったということなのですが、以前に比べてどの程度上がったのか、単価を教えて頂いたらと思います。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 50 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 53 分）

○紙崎上下水道課長

ただいまの御質問でございますが、公共ます工事の単価の上昇でございますけれども、公共ますの材料、そして人件費も当然上がってるんですけども、それ以外に交通誘導員であったり、普通公共ます設置の標準的な工法があるんですけど、その工法より管路の深さが深かったりとか管路の延長が長かったりっていう場合もありまして、そういう経費も含めて単価が上がっているということでございます。

○信宮委員長

ほかに質疑はありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようでありますので、以上で質疑を終結と

いたします。

それでは採決に移ります。

議案第 178 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 3 号）」につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 54 分）

【産業部】

【農業水産課】

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 59 分）

これより農業水産課所管分に移りたいと思います。議案第 151 号「西予市中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例制定について」亀岡課長の説明を求めます。

○亀岡農業水産課長

議案第 151 号「西予市中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例制定について」御説明申し上げます。

中山間ふるさと・水と土保全基金は、集落共同活動の支援を目的に設置され、これまで一定の成果を上げてきましたが、最近では、市単独事業の土地改良事業補助金 292 万円、環境衛生課の田園ロマンの里づくり推進事業へ 8 万円の合計 300 万円を支出しております。残額が令和 7 年 9 月末時点で 1061 万 4918 円となっております。

今回、当該基金の運用状況や残高を総合的に検討した結果、今後の効率的な財政運営を図るため、基金を廃止するとともに、残余の現金を西予市地域振興基金に統合し、一元的に管理することとなり、今回廃止条例を上程したところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長

亀岡課長の説明が終わりました。

これより質疑に移ります。

質疑はありますか。

○まつもと委員

これ関係するところの理解は得ている感じですか。

○亀岡農業水産課長

関係するといひましても、今まで市の中で運用しております市単独事業、そしてまた環境田園ロマンの里事業への支出充当ということになっておりますので、今後一般会計での支出になってくるかと考えております。

○信宮委員長

ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようでありますので、以上で質疑を終結といたします。

それでは採決に移ります。

議案第 151 号「西予市中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

賛成全員によりまして、原案どおり可決することに決しました。

続きまして議案第 161 号「西予市鳥鹿野水辺公園条例を廃止する条例制定について」亀岡課長の説明を求めます。

○亀岡農業水産課長

続きまして、議案第 161 号「西予市鳥鹿野水辺公園条例を廃止する条例制定について」御説明申し上げます。

西予市鳥鹿野水辺公園は、子どもから高齢者まで住民の触れ合いと憩いの場として、コミュニティ活動の推進、健康の増進を図るため、平成 15 年に設置されております。設置から 22 年が経過し、現在は同じ場所にあります農林水産物処理加工施設の駐車場等に利用されるのみとなっているところでございます。今年 4 月から、同施設につきましては、民間団体に無償譲渡を行ったことから、同団体が一体的に管理することが適当との判断となりまして、本条例を廃止するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○信宮委員長

亀岡課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

○まつもと委員

加工場のことだと思うんですけど、組合のほうは了承しているのでしょうか。

○亀岡農業水産課長

加工場の建物は賃貸借で、組合としてるんですが、今も管理的には組合でしていただいておりますのでスムーズに移行できるんじゃないかと考えております。

○まつもと委員

了承されているということなんですか。

○亀岡農業水産課長

了承と言うまでにはきちんと確約とれておりませんが、話には出しておりますので、反対意見等はございません。

○信宮委員長

ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

採決に移ります。

議案第 161 号「西予市鳥鹿野水辺公園条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 162 号「西予市農林漁業活性化施設条例を廃止する条例制定について」亀岡課長の説明を求めます。

○亀岡農業水産課長

議案第 162 号「西予市農林漁業活性化施設条例を廃止する条例制定について」御説明を申し上げます。

西予市ふるさと創作館は、本条例に基づき、市民の交流を図り、生活改善活動及び生きがい活動を創造し、地域社会の活性化を推進することを目的として設置されております。本施設は、昭和 63 年に建築され、37 年が経過しておりますが、施設の老朽化に伴います維持管理費の増加のほか、利用が特定の団体に限られること等が課題となっており、施設の利活用を検討した結果、民間に貸付、活用することが適当との判断となり、本条例

を廃止するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○信宮委員長

亀岡課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますでしょうか。

○まつもと委員

陶芸室と、料理がつけれるところがあると思うんですけど、今どれぐらい利用があるんでしょうか。

○亀岡農業水産課長

今、お弁当をつくるグループの方、生活改善グループのメンバーの方なんですが、その方を中心にほとんど毎日お弁当をつくられて販売をされているところでございます。

○まつもと委員

陶芸は利用がないんでしょうか。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 07 分）

○亀岡農業水産課長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 08 分）

担当であります松下城川産業建設課長が回答いたします。

○松下城川産業建設課長

このふるさと創作館、当初は木工教室と陶芸ということで、この二本立てで最初は始めておりますが、木工のほうが数年のうちにやめてしまいまして、そのあとに調理等ができる施設に改装して、恐らく平成 6 年か 7 年頃から、その形態で行ってまいりました。うろ覚えで誠に申し訳ないんですが、平成 30 年頃までは陶芸教室のほうも動いておりましたが、それ以降はもう閉鎖ということで動いておりません。

○まつもと委員

今、調理室は毎日お弁当つくっておられるということで、この方々が今後、無償貸付になって使われるのか。それとも、もうこの方々はもう別のところを使用するということになっているのか、今の進捗どうでしょうか。

○亀岡農業水産課長

今、使われている方と交渉して了解といいますか、今後も使われるということでお話いただいております。

○まつもと委員

もう1点だけ。陶芸のところ平成30年までは使用されてたってことですけど、使えるけれども使う人がいないんでしょうか。

○松下城川産業建設課長

陶芸は、いわゆる指導者みたいな方がおられて、その方に指導していただいて作品をつくっていたということを聞いております。もうその方も高齢になられて今現在は指導する者もないし、電気炉、焼き物を焼く機械も今もう壊れておりますので、陶芸のほうは制作ができないという状態になっております。

○信宮委員長

あと質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

それでは採決に移ります。

議案第162号「西予市農林漁業活性化施設条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手多数によりまして、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第171号「西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。亀岡課長の説明を求めます。

○亀岡農業水産課長

続きまして議案第171号「西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

本施設は、地域農業基盤確立農業構造改善事業で建設されたもので、家畜のふん尿等を受入れ、畜産堆肥の製造販売を行うことにより、地域の環境保全はもとより、耕種畜産農家の連帯を強め、農業経営の安定化に寄与することを目的として、平成9年度に整備された施設でございます。

今回、指定期間の終了に伴いまして、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、非公募により東宇和農業協同組合を指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

選定の理由としましては、当組合は施設の開設以来一貫して運営管理を行ってきており、堆肥生産に関するノウハウが蓄積されていること。また、堆肥の生産者である畜産農家と利用者である耕種農家のほとんどが農協組合員でもあり、農家の生産活動に密着しているとともに、堆肥原料の確保、堆肥利用の連携が容易であること。また、生産資材等の物販業務を行っており、流通コストの低減と西予市ブランドの堆肥供給が図られることから、引き続き、施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○信宮委員長

亀岡課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますでしょうか。

○まつもと委員

これもプランで譲渡のお話がされているところかなと思うんですが、指定管理料も払ってないですし、畜産がある限り大事な施設かなと思うんですが、指定管理ですずっと続けてもいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺りはどうなんでしょう。

○亀岡農業水産課長

堆肥センターにつきましては城川と野村地区にも、堆肥センターがあるわけなんですけど、酪農家畜産の方もだんだん減ってはきているんですけど、今の時期的にはまだ2カ所の堆肥センターが必要ということで、運営を今後も続けていく予定ですが、農家の減少であったりとか、そういったことについては引き続き無償貸付とか、集約化とか、そういったところの検討を進めていかないといけないと考えております。

○信宮委員長

ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

それでは採決を行います。

議案第171号「西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 172 号「西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。亀岡課長の説明を求めます。

○亀岡農業水産課長

議案第 172 号「西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について」御説明を申し上げます。

本施設は、明浜地区で生産された柑橘を活用することで、地域農産物の販売額の増加と新商品の開発を行い、地域の雇用を創出し、明浜地区の活性化を図る目的で建設をされております。

今回、指定管理者の候補者として、非公募によりあけはまシーサイドサンパーク株式会社を選定いたしましたので、その指定について議案を上程しております。

指定の理由といたしましては、明浜シーサイドサンパーク株式会社は平成 13 年度から一貫して、柑橘加工施設やその他の施設を一体的に管理運営しており、各施設の設置目的達成に関するノウハウが十分に蓄積されていること。さらに、これまでの経営改善と営業努力により、施設運営の効率化が図られており、地域振興及び活性化のための取組の成果が認められることなどから、柑橘加工施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものでございます。今後、脱却プランに基づき、施設の譲渡または無償貸付等についても、検討を進めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○信宮委員長

亀岡課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

○まつもと委員

今、最後に無償貸付とか譲渡っておっしゃったんですけど、もう進んでるんですか。今のところはまだという認識で大丈夫ですね。

○亀岡農業水産課長

今のところは、この前の一般質問にもありましたように、新しい施設でありますのでしばらくはできませんが、方向的には今後検討を進めていく

ということにしております。

○信宮委員長

ほかに質疑はありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようですので、以上で質疑を終結といたします。

採決を行います。

議案第 172 号「西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして、原案どおり可決することに決しました。

続きまして議案第 173 号「西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。亀岡課長の説明を求めます。

○亀岡農業水産課長

議案第 173 号「西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」御説明を申し上げます。

本施設は、西予市内で捕獲した有害鳥獣を地域資源として活用し、イノシシ及びニホンジカの解体処理作業並びに精肉加工を行い、鳥獣害防止並びに獣肉の特産品化により、地域の活性化に寄与することを目的として、平成 23 年度から運営をしております。施設の管理運営につきましては、質の高いサービスの提供とコストの低減に努めるとともに、積極的かつ効率的な施設の運営を図るため、指定管理者制度により行うこととしておりまして、先般、指定管理者の公募を実施した結果 1 件の申請があり、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査を得て、コンサマトリー株式会社を指定管理者の候補として選定いたしました。これまで株式会社ありがとうサービスが指定管理者として指定されていたところですが、今回、そこから独立した職員が新会社を立ち上げ、今回の更新に当たり指定管理者となることになっております。

選定理由といたしましては、この会社は飲食店をはじめ、様々な形態のサービス業を展開していることに加え、協力関係にある食品加工業者、小売業者もあり、解体処理した獣肉の販売加工が十分に見込めること。また、施設の職員配置につい

ては、現在の体制から3名増員し5名体制で運営することを前提にスムーズな施設運営を検討されていることから、施設の効用を最大限に発揮でき、管理を安定して行う人的物的能力を有しており、また将来において安定な経営が見込まれると判断したものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○信宮委員長

亀岡課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますでしょうか。

○兵頭委員

この獣肉処理施設が新しく人が変わったという話ですが、5人採用するということで、今までの処理能力からどの程度上がるのか。今までは受入ができなかったときもあるというような説明を受けたこともあるんですけど、そういったことが少なくなるのか答弁願いたいと思います。

○亀岡農業水産課長

議員の方にも以前行っていたかと思いますが、メンバー的に3人増員ということであったんですが、話を聞いておるのは、受入日の増加、そうすることによって、獲れたときには早急に解体につなげることができるということで、そういったことは聞いているんですけど、おそらく開けている日が多くなれば、確保する量についても増えてくると思いますので、細かく増える量についてはちょっと把握できてないんですが、今、被害が増えているところですので、開館日が多くなるということについては、市としても賛成できるかなと考えております。

○宇都宮久見子委員

自主事業計画書の中に入ってます西予市内の別のエリアに新規で簡易な獣肉処理施設の設置を検討するということが入ってるかと思うんですけど、この辺もし決まることがあれば、決まっていなくて、これからということだったらそれでもいいんですけど、御説明いただけたらと思います。

○亀岡農業水産課長

これにつきましては指定管理者コンサマトリー株式会社からお話を聞いて今、野村地区ということで、山側にはあるんですが、今明浜、三瓶等にも出てますので、海側のほうにも設置をしたいと

いう計画ではあるみたいなんですが、まだこれがいつの時期にというところまでは進んでおりませんので、今後指定管理をし続けていながら、詳細な計画が出てくるんじゃないかと考えております。

○まつもと委員

見にも行かせていただいて、すごく意欲的な企業だと思って期待してるんですが、施設が古くなっていると思うので、冷蔵庫がもっとあったらもっと売上が伸ばせるのにと、獲れる量と施設のバランスっていうものがどうなっているのかなというのがあるんですが、その辺りは何か要望があったりするんでしょうか。

○亀岡農業水産課長

今、お話しいただいたとおり、確かに古くなっております。それで冷凍庫等が、修繕の話等も出てきてはいるんですが、獲れる量も昨年度は非常に多かったんですけど、今年度については、被害についても昨年度よりは少ない話も出てきております。ですので、処理的にも今年度は少し少なくなってくるんじゃないかと考えております。それがどの程度の施設の規模であったり、冷凍庫の大きさであったり、その辺は指定管理者と随時検討を進めながら、確かに冷凍庫が大きければ、入る量も変わってきますので、そこは効率的な運用となるよう今後検討を進めていきたいと考えております。

○まつもと委員

ちなみに、この施設の施設整備とか修繕はいくらかから市が負担になってるんですか。

○信宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時26分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午後2時26分）

○亀岡農業水産課長

ほかの指定管理施設と同様に150万円以上が市の負担となっております。

○信宮委員長

ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

ないようですので以上で質疑を終結といたします。

それでは採決を行います。

議案第 173 号「西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手多数により、可決と決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 27 分）

○信宮委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 38 分）

次に、議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」農業水産課分を議題いたします。亀岡課長の説明を求めます。

○亀岡農業水産課長

議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」農業水産課所管分について御説明申し上げます。まず歳出予算から説明させていただきます。

補正予算書 20 ページをお開きください。

6 款 1 項 3 目農業振興費の 3 億 6579 万 8000 円を 1245 万 4000 円増額し、3 億 7825 万 2000 円とするものでございます。今回の補正は、農業用機械・施設整備事業において、事業の追加内示がありましたので、水稻の受託作業機械の導入補助金、1155 万 1000 円を増額計上するものです。

この事業は、民間事業者が導入する稲作に係る機械導入、田植機、食味・収量センサ付コンバインになりますが、その導入補助金 1155 万 1000 円を計上しております。財源については全額県支出金を充当いたします。

また、担い手総合支援事業では、入札減による 114 万 8000 円の減額及び野菜産地強化生産拡大のため、生産省力化に係るトラクターや、それに附属する収穫用機械、消毒等の機械導入補助金 205 万 1000 円を増額した差額 90 万 3000 円を計上しております。

続きまして 21 ページを御覧ください。

11 目環境保全型農業直接支援対策事業費を 16 万 6000 円増額し、330 万 8000 円とするものです。この補正は、環境保全型農業直接支払支援事業におきまして、本年度、有機農業に取り組む面積が確定し、内示がおりたことによりまして、16 万 6000 円を増額計上するものでございます。

続きまして、6 款 3 項 4 目漁港建設費ですが、事業の振分を変更するものとなっております。こ

の補正は、長早漁港海岸高潮対策事業の国の内示に伴い 1040 万 6000 円を減額し、またその減額となった費用の振替として、漁村再生交付金事業に 1040 万 6000 円を増額計上しております。これは、長早漁港に係る工事が今年度完了することから、事業費を精査し、その分を漁村再生交付金に振替するものとなっております。

続きまして、補正予算書 24 ページをお開きください。

11 款 1 項 1 目農地災害復旧費を 4085 万 8000 円増額し、8049 万 4000 円とするものでございます。これは、8 月の大雨警報時に発生しました 5 カ所の公共災害分、災害対象分の工事請負費 3985 万 8000 円と、重機借上料 1 カ所当たり 20 万円の合計 4085 万 8000 円を計上しております。

続きまして、11 款 1 項 2 目農業用施設災害復旧費を 1515 万 6000 円増額し 1 億 8902 万 2000 円とするものでございます。こちらにつきましても、8 月の大雨警報時に発生しました 4 カ所の公共災害対象分の工事請負費 1435 万 6000 円と、重機借上料 1 カ所当たり 20 万円の 1515 万 6000 円を計上しております。

続きまして補正予算書 26 ページをお開きください。

13 款 2 項 1 目基金費の補正額 1 億 7379 万 1000 円のうち肉用牛産地強化支援事業等肉用牛貸付基金事業に 3 万 5000 円、肥育肉用牛及び乳用牛産地強化支援事業等資金貸付基金事業 2 万円を増額するものでございます。これは預金利子が増額したことによりまして基金への繰出金を増額するものとなっております。

続きまして、補正予算書 10 ページにお戻りください。歳入についてでございます。

12 款 1 項 2 目災害復旧費分担金を、農地及び農業用施設復旧工事額の補助残の 20%に係る額をそれぞれ計上しております。

続きまして 11 ページをお開きください。

14 款 1 項 5 目災害復旧費国庫負担金としまして、農地及び農業用施設災害復旧費に係る国庫負担金を農地補助率 50%、農業用施設補助率 65%と想定しまして、合計 2926 万円を増額計上しております。

続きまして、14 款 2 項 3 目農林水産業費国庫補助金の 2 節水産業費国庫補助金につきまして

520万3000円を増額し、同額を減額しておりますので目の増減はございません。

続きまして12ページをお開きください。

15款2項4目農林水産業費県補助金の1節農業費県補助金につきまして、歳出で御説明しました入札減等による114万8000円の減額、野菜・花き等産地供給力強化支援事業の県補助金205万1000円を増額、また農業支援サービス拡大促進事業費県補助金1155万1000円を計上しております。また、同節の環境保全型農業直接支払対策事業費県補助金につきまして、要望額の内示により当初予算との差額12万4000円を増額し、1節農業費県補助金合計1257万8000円を増額計上しております。同じく、同目3節水産業費県補助金につきまして、内示に伴い高潮対策分を156万1000円の減額及び漁村再生分173万7000円を増額し、差額17万6000円を増額しております。

続きまして13ページをお開きください。

16款1項2目1節利子につきまして3万5000円を肉用牛産地強化支援事業等肉用牛貸付基金事業に2万円を、肥育肉用牛及び乳用牛産地強化支援事業等資金貸付基金事業にそれぞれ充当致すことにしております。

続いて15ページをお開きください。

21款1項3目農林水産業債につきまして、漁村再生交付金事業と長早漁港海岸高潮対策事業の事業費を調整した20万円を減額しております。

続きまして、21款1項11目災害復旧事業債につきまして、農地災害復旧事業債と農業用施設災害復旧事業債の補助残の8割、起債の充当率90%と想定しまして、災害復旧事業債に合計1790万円を増額計上しております。

最後に、債務負担行為について御説明させていただきます。補正予算書6ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正一覧表のうち、西予市獣肉処理加工施設管理運営業務委託につきまして、先ほど御説明いたしました施設の指定管理の指定に伴い、指定期間における事業費の債務負担行為を設定するもので、期間は令和8年度から令和10年度の3年間で、限度額は1433万4000円としております。

以上で農林水産課所管分の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

お願いいたします。

○信宮委員長

亀岡課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○まつもと委員

ちょっと初歩的な質問になって申し訳ないんですが、水産業費国庫補助金の農山漁村地域整備交付金のうち、高潮対策の長早を漁村再生に変えるということなんですけど、この漁村再生事業はどういう事業になるのでしょうか。

○亀岡農業水産課長

護岸の工事になるんですが、こちらにつきましては、高山の護岸防波堤の工事となっております。

○信宮委員長

ほかに質疑ございませんでしょうか。

○河野委員

予算書20ページの農業機械の施設整備事業1155万1000円ですけれども、これの補助内容、半額なのか3分の1なのか。あと21ページの環境保全型農業直接支払支援事業、これは実際にどういった事業なのか。

○亀岡農業水産課長

農業支援サービス先進モデル事業につきましては国の事業で、事業費2分の1となっております。導入する機械につきましては先ほど申しましたとおり、乗用型田植機、そして食味・収量センサ付コンバイン合計2342万1000円の事業費となっておりますが、国補助2分の1ですので、1000万程度が補助金となっております。

そして、2番目に質問ありました環境保全型につきましては担当係長から説明させていただきます。

○光沖農業水産課係長

環境保全型農業直接支払事業について御説明いたします。この事業は、国の事業でございまして、基本的に環境負荷を低減する取組を実施する交付金でございます。現在、取組団体といたしまして阿下特栽培部会、宇和グリーン農業研究会、農事組合法人無茶々園が取り組まれています。内容といたしましては、阿下特栽培が有機農法で紙マルチ栽培、活性炭の設置、宇和グリーン農業研究会が、合鴨農法、紙マルチ栽培、農事組合法人無茶々園が、無農薬栽培という3つの団体が取り組

んでおられます。

○河野委員

最初の農業機械の整備ですけれども国・県が2分の1補助でしたら、市のほうも少しは、以前6分の1とかという話があったと思うんですけれども、10分の1でも、少しでも補助することは考えてないんですか。

○亀岡農業水産課長

負担を増やすためそういったことも検討はしましたが、以前の事業等もありますので、今回は国からのトンネル事業ということで2分の1の補助金となっております。

○信宮委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

○まつもと委員

今の環境保全型農業の支援事業なんですけど、これ増やしていくような考えとか、いろんな農業者とかに働きかけたりするような動きとかがあるんですか。

○亀岡農業水産課長

今の内容等につきましては、担当係長から説明させます。

○光沖農業水産課係長

この環境保全型農業直接支援事業につきましては、一応市内にも周知しますし、この3大事業といたしまして、多面的機能支払制度、中山間直払制度、環境直払制度が日本型直払制度となっております、その説明会の折にも環境直払というのを出しまして、取組を促しているところです。

○信宮委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

○河野委員

肉用牛の産地強化支援事業基金事業もう一つの肥育肉用牛及び乳用牛の産地強化の貸付金事業、これも今も実績があるんでしょうか。

○亀岡農業水産課長

今ほどありました和牛の繁殖のほうにつきましては、今は実績ありません。現在貸付件数が7件残っておりますが、平成19年度から延べ69頭、貸付頭数がございしますが、最近では新規の貸付についてはございません。金額が返ってくるのみとなっております。

また、肥育肉用牛につきましては現在、貸付頭数こちらについてもゼロ頭となっております。平

成19年度から現在までの延べ頭数につきましては53頭、こちらについては平成28年が最終の新規の貸付となっているところでございます。

○河野委員

もう両基金とも貸付はないという認識なんですか。

○亀岡農業水産課長

肉用牛産地強化支援事業、肉用牛貸付金事業は、申しましたとおり今、貸付件数7件が残っております。

○信宮委員長

ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○信宮委員長

質疑がなかったら、以上で質疑を終結したいと思います。

それでは、採決に移ります。

議案第174号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第4号）」農業水産課分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○信宮委員長

挙手全員によりまして、原案どおり可決することに決しました。

それでは、本委員会に付託されました議案についての審査は全て終了いたしました。

これにて閉会をいたします。

閉会 午後2時57分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会産業建設常任委員長

信宮 徹也